

神戸市看護大学における公的研究費の執行に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸市看護大学（以下、「本学」という。）における公的研究費の適正な管理と効率的な運用を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本学教員の研究は、その内容において適正であるばかりでなく、その研究費の執行に関しても適正なものでなければならない。

2 公的研究費（個人研究費、文部科学省の競争的資金等）は、個人への補助の性格を有するものであっても、その原資が市民、国民の税金であることに鑑み、管理は大学の責任において行う。

3 公的資金の管理責任者は、不正を誘発する要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を図らなければならない。

(最高管理責任者)

第3条 本学に、公的資金の管理・運営について、本学全体を統括し最終責任を負う最高管理責任者を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充てる。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(統括管理責任者)

第4条 本学に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営について、本学全体を統括する統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、教学担当として副学長を、事務担当として事務局長をもって充てる。

3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学に、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、副学長をもって充てる。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる役割を担う。

(1) 自己の管理監督する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

(2) 不正防止を図るため、部局等の公的資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 自己の管理監督する部局等において、構成員が適切に公的資金の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第6条 本学に、コンプライアンス推進責任者を補佐するコンプライアンス推進副責任者を置く。

2 コンプライアンス推進副責任者は、研究・紀要委員長及び倫理委員長をもって充てる。

(領域責任者)

第7条 本学に、各領域での公的研究費の管理・運営に当たる領域責任者を置く。

2 領域責任者は学長が各領域から指名する。

(不正防止計画推進委員会)

第8条 本学に、公的研究費に係る不正防止計画の推進を担当する不正防止計画推進委員会を置く。

2 不正防止計画推進委員会は、副学長、研究・紀要委員長、倫理委員長、総務課長及び総務係長をもつて組織する。

(公的研究費の執行管理・運営)

第9条 支出決定については、起案者（購入依頼者）の支出決裁を、領域責任者、統括管理責任者（教学担当）が順に審査、決定するものとする。

2 支払決定については、支出担当者の支払決済を、総務係長、総務課長、統括管理責任者（事務担当）が順に審査、決定する。

3 第1項の規程に関わらず、次の各号に定める支出については学長決裁とする。

(1) 備品及びパソコンのソフトウェア

(2) 20万円を超える図書、教具又は教材

(3) 50万円を超える謝金その他これに類するもの

4 支出（発注）を行うに当たっては、次の各号について確實に審査しなければならない。

(1) 公的研究費の使途の適正性及び必要性

(2) 出張の計画内容

(3) 非常勤の労務提供者等の事務内容等

(4) 同一の業者に対する継続した発注の要否

5 支払を行うに当たっては、公的研究費の使途、必要性、取引事実の確認、納品検査等を確實に審査しなければならない。特に、出張旅費、労務提供に対する謝金については、その事実を確認しなければならない。

(相談窓口の設置)

第10条 公的研究費に関する使用ルール等について、本学内外からの相談窓口を設置する。

2 相談窓口は、総務課長をもって充てる。

(関係者の意識向上)

第11条 公的研究費の使用に関する行動規範を別に定め、本規程と共に、関係者にその周知徹底を図る。

2 統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員に対して、コンプライアンス教育（機関の不正対策に関する方針及びルール等）を定期的に実施する。実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握するよう努める。

3 公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員から、本学の規則等を遵守すること、不正を行わないこと等に関する誓約書の提出を求める。

4 取引実績の多い業者に、本学の不正対策に関する方針・ルール等を周知する。また、一定の取引実績（回数、金額等）等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

(不正防止計画の策定及び実施)

第12条 第8条に規定する不正防止計画推進委員会は、不正発生要因を体系的に整理し評価しなければならない。

- 2 不正防止計画推進委員会は、不正発生要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しなければならない。
- 3 統括管理責任者は、第2項の不正防止計画の実施状況を領域ごと及び事務部門でモニタリングし、必要に応じて領域及び事務部門に対して改善を指示する。
- 4 最高管理責任者は、不正防止計画の進捗管理に努める。

(不正使用の告発とその対応)

第13条 公的研究費の不正使用の告発、調査、認定、及び不服申立等については、「神戸市看護大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程」第5条から第16条の規程を準用する。ただし、次のとおり読み替えるものとする。

- ① 「研究活動上の不正行為」を「公的研究費の不正使用」へ
 - ② 「不正行為」を「不正使用」へ
 - ③ 「不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割」を「不正使用の相当額」へ（第10条第1項第2号）
 - ④ 「調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合」を「公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合」へ（第11条第2項）
- 2 統括管理責任者は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、配分機関等に報告、協議するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、告発の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる公的研究費の管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に報告する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関等に報告する。
 - 4 調査の過程であっても、本調査委員会によって、不正の事実が一部でも認定された場合には、速やかに配分機関等に報告する。
 - 5 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。
 - 6 不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を行い、その内容は神戸市の取扱いに準じる。

附 則

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程の施行に伴い、神戸市看護大学における公的研究費の適正な執行について（指針）は廃止する。

附 則

この規程は、平成28年4月26日より施行する。